

副本

令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原告 ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ ほか2名

被告 国

## 求釈明に対する回答書

令和6年6月18日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

被告指定代理人

浅海 俊介

長尾 武明

樽井 勉

佐藤 良訓

佐藤 亘

山口 萌乃香

田中 貴大

小林 萌子

加藤 政樹

木村 美香

中 谷 文 音 ( )

向 山 智 哉 ( )

迎 雄 二 ( )

久保田 貴 雄 ( )

安 藤 宏 弥 ( )

工 藤 陽 子 ( )

長 谷 文 哉 ( )

上 田 裕 一 ( )

吉 岡 聖 剛 ( )

佐々木 俊 彦 ( )

加 藤 歩 葵 ( )

被告は、本回答書において、原告らの2024（令和6）年5月20日付け求釈明申立書（以下「求釈明申立書2」という。）における求釈明事項について、以下のとおり回答する。

なお、略語については、本書面で新たに定義するもののほかは、従前の例による  
5 こととし、略語等を整理した略語一覧表を本書面末尾に添付する。

## 第1 原告らの求釈明事項

### 1 求釈明申立書2第1の1（1ページ）

被告は、被告の令和6年5月15日付け第10準備書面（以下「被告第10  
10 準備書面」という。）第4の2(1)（24及び25ページ）において、「庁内内科等医は、令和3年2月18日に、（中略）ケトン体「3+」、ウロビリノーゲン「3+」、蛋白質「3+」という尿検査の数値と見合うような身体の状態（括弧内省略）が認められるか否かを総合的に考慮し、確定診断をするために精神科につなげるという判断をしたと推察される」との主張をしているが、被告の  
15 令和5年11月22日付け求釈明に対する回答書第2の1(1)（5ページ）では、「庁内内科等医は、同月（引用者注：令和3年2月）18日の診療の際に2回目尿検査の結果を把握したかどうかの記憶は定かではない旨述べている」と記載しているため、当の医師本人の記憶が定かでないにもかかわらず、上記推察ができるという主張には議論の飛躍が認められる。

20 そこで、被告は、①庁内内科等医が令和3年2月15日の尿検査結果を認識した上で何らかの診断をなし、もしくは治療方針を立てたことがあったか否か、②もし、その事実があったとすれば、それを示すものを明らかにされたい。

### 2 求釈明申立書2第1の2（2ページ）

被告は、「令和3年1月25日の血液検査の結果と同年2月15日の尿検査の  
25 結果と併せて考えれば、同月18日の時点でウィシュマさんの栄養状態に問題があった」という原告らの主張（被告第10準備書面第4の1①・21ページ

参照) に対して、被告第10準備書面第4の2(2)(25ページ)において、  
同年1月25日の血液検査の結果にしか言及せず、同年2月15日の尿検査の  
結果に言及しないまま論じているが、同日の尿検査の結果を考慮すると同月1  
8日の時点でウィシュマ氏の栄養状態に問題があったことを認める趣旨か、明  
5 らかにされたい。

## 第2 被告の回答

### 1 前記第1の1の求釈明に対する回答

被告第7準備書面第1の5(11ページ)及び被告第9準備書面第1の6(1)  
10 (11及び12ページ)で述べたとおり、被告は、従前から、「庁内内科等医  
は、ウィシュマ氏の訴える症状(嘔吐や吐き気)から、その原因として食道炎  
の可能性を疑い、消化器器質疾患の有無を精査する必要があると考え、令和3  
年2月4日の診療において、外部医療機関(消化器内科)における受診を指示  
するなどし、この時点において、もし消化器内科において器質性の疾患が認め  
15 られなかった場合には、精神科の受診も考慮する必要があるとの治療方針を立  
てた(甲第4号証の1・38及び39ページ、同号証の2・13及び14ペー  
ジ、同号証の3別紙7・62、63及び68ページ)。」旨主張した上で、被  
告第7準備書面第1の7(12ないし14ページ)及び被告第9準備書面第1  
の6(2)及び第1の7(12ないし15ページ)で述べたとおり、「庁内内科  
20 等医は、吐き気やしびれを訴えるウィシュマ氏の症状に対して、順次、消化器  
内科や整形外科における診療や検査を行い、それぞれ異常がないことが確認さ  
れたことから、同年(引用者注:令和3年)2月18日の時点で、ウィシュマ  
氏の体調不良が心因的な原因によるものである可能性も考慮して精神科の受診  
をさせることとしている(甲第4号証の3別紙7・65ページ)。このように、  
25 庁内内科等医において、ウィシュマ氏が患っている苦痛を取り除くために確定  
診断をつけようとするプロセスを進めており、ウィシュマ氏が遅からぬ時期に

精神科の診察も受けることになったことから、この時点において更なる血液検査を実施するのではなく、診断をつけるために精神科の受診結果を待つという選択をしたとしても、その判断が不合理であったとはいえない。」（引用者注：下線は引用者による。）旨主張している。そして、被告は、この点の主張を更に具体化すべく、久留米大学医学部内科学講座内分泌代謝内科部門野村政壽主任教授（以下「野村教授」という。）の意見書（その2）（乙第65号証。以下「野村教授意見書2」という。）を証拠として提出し、被告第10準備書面第4の2(1)（24及び25ページ）で述べたとおり、「庁内内科等医は、令和3年2月18日に、（中略）ケトン体「3+」、ウロビリノーゲン「3+」、蛋白質「3+」という尿検査の数値と見合うような身体の状態（括弧内省略）が認められるか否かを総合的に考慮し、確定診断をするために精神科に繋げるという判断をしたと推察される」との主張をしたものであり、従前の主張から詳細になっているものの、その趣旨に変更はないから、原告らの「議論の飛躍」などとの主張には理由がない。

15      なお、原告らのいう「議論の飛躍」が、庁内内科等医の記憶が定かではない場合には前記推察ができない、という趣旨の主張と理解した上であえて付言すると、被告の令和5年11月22日付け求釈明に対する回答書第2の1(1)（5ページ）で述べたとおり、庁内内科等医は、「調査チームの聴取に対し、2月18日の診療時に尿検査結果を把握したかどうかの記憶は定かではないとした上で、当時は、消化器の検査で異常がなかったことなどから、精神的な問題を一番心配し、精神科を受診させる方針としたのだったと思う」（甲第4号証の2の脚注44・27ページ）と述べており、令和3年2月18日の診療時に尿検査結果を把握していなかったとは述べておらず、むしろ、名古屋入管の看護師が「この（引用者注：令和3年2月18日の）診療の際に、甲医師（引用者注：庁内内科等医）に対し、前記9(10)ウ記載の2月15日に実施した尿検査結果を伝えた」（甲第4号証の2・27ページ）と述べていることを受け入れ

て、当時の診療方針について推察している。

そして、野村教授は、診療録等の参考資料の提供を受け（乙第62号証1ページ）、これらの参考資料を前提に、野村教授意見書2において、「庁内内科等医は、（中略）令和3年2月15日当時は、「徐々に食欲出てきている」、「嘔吐そのものは改善傾向」、「吐物は、だ液様のもの少量ずつ」（診療録）といった改善傾向が認められ、また、問診や看守勤務者とのやりとりも行うことができいて意識障害などが認められず、明らかなケトアシドーシスが生じていたとは考えにくい状況の中で、嘔吐（吐き気）の原因を特定し、診断をつけようとしている段階にあった。」との意見（乙第65号証36ページ）を述べた上で、

10 「庁内内科等医は、令和3年2月18日に、実際にA氏の診察をしており、（中略）ケトン体「3+」、ウロビリノーゲン「3+」、蛋白質「3+」という尿検査の数値と見合うような身体の状態（括弧内省略）が認められるか否かを総合的に考慮し、確定診断をするために精神科に繋げるという判断をしたと推察される」との意見（同号証37ページ）を述べたものであり、

15 庁内内科等医が推察する当時の診療方針の医学的な正当性について、診療録等の参考資料からも裏付けられる旨を述べているのであって、そこに「議論の飛躍」はない。

## 2 前記第1の2の求釈明に対する回答

被告第10準備書面第4の2(7)イ（31ページ）で述べたとおり、ケトン体は、脂肪酸から作られるエネルギー源であり、令和3年2月15日の2回目

20 尿検査におけるケトン体「3+」という、形式的には強陽性を示す数値が検出されたことからすると、代謝のバランスは異化が亢進した状態であり、血中ケトン体の量が正常より増加したケトosisの状態であったことは推定されるものの、その後、必ずしもケトアシドーシスになるわけではなく、高ケトン体血症が血液の緩衝作用を凌駕した場合に、ケトアシドーシスが生じるが、ケトアシドーシスには、生命に危機が生じるような重篤なものから、その程度には達

25 していないものまで、症状の程度には幅がある。

その上で、被告第9準備書面第1の5（10及び11ページ）並びに被告第10準備書面第1の2、第2の2、第5の2及び第6の2(4)ウ（9ないし15、34ないし39及び45ページ）で述べたとおり、被告は、令和3年1月25日に実施されたウィシュマ氏の血液検査の結果、摂食状況、経腸栄養剤の  
5 服用状況、意識状態、言動等を踏まえ、ウィシュマ氏が、2回目尿検査以降、少なくとも令和3年3月4日午後の掖済会病院の精神科受診時までの間、ケト  
ーシスの状態が進行し、生命の危機があるような重篤なケトアシドーシスの状  
態に至っていたとはいえず、生命の危機を伴うほどの低栄養・脱水の状態にあ  
ったとは認められないと主張するものである。

10 その上で、原告らのいう「ウィシュマ氏の栄養状態に問題」の意味するところ  
が必ずしも明らかではないが、被告は、令和3年2月18日の時点でウィシ  
ュマ氏が生命の危機を伴うほどの低栄養・脱水の状態にあったとは認められ  
ないという意味で、これを争うものである。

以 上

## 略語一覧

|    |   | 略 語          | 全 文                                                                                                                             | 定義箇所                           |
|----|---|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 1  | な | 名古屋入管        | 名古屋出入国在留管理局                                                                                                                     | 第1準備書面 4P                      |
| 2  | こ | 国賠法          | 国家賠償法                                                                                                                           | 第1準備書面 4P                      |
| 3  | す | スリランカ        | スリランカ民主社会主義共和国                                                                                                                  | 第1準備書面 4P                      |
| 4  | う | ウイシュマ氏       | ラトナヤケ・リヤナゲ・ウイシュマ・サンダマリ                                                                                                          | 第1準備書面 4P                      |
| 5  | え | 掖済会病院        | 名古屋市内所在の名古屋掖済会病院                                                                                                                | 第1準備書面 4P                      |
| 6  | ち | 調査報告書        | 令和3年3月6日の名古屋出入国在留管理局被收容者死亡事案に関する調査報告書                                                                                           | 第1準備書面 5P                      |
| 7  | に | 入管法          | 出入国管理及び難民認定法                                                                                                                    | 第1準備書面 5P                      |
| 8  | も | 元交際相手        | スリランカ国籍の男性                                                                                                                      | 第1準備書面 6P                      |
| 9  | ち | 中京病院         | 名古屋市内所在の中京病院                                                                                                                    | 第1準備書面 10P                     |
| 10 | ち | 庁内内科等医       | 名古屋入管の非常勤医（内科・呼吸器内科・アレルギー科医）                                                                                                    | 第1準備書面 10P                     |
| 11 | お | OS-1         | 経口補水液であるOS-1                                                                                                                    | 第1準備書面 10P                     |
| 12 | か | 仮放免関係決裁書     | ウイシュマ氏の1回目の仮放免許可申請の許可に係る決裁書                                                                                                     | 第1準備書面 11P                     |
| 13 | し | 処遇規則         | 被收容者処遇規則                                                                                                                        | 第1準備書面 16P                     |
| 14 | ち | 庁内整形外科医      | 名古屋入管の非常勤医（整形外科医）                                                                                                               | 第1準備書面 18P                     |
| 15 | と | 東京入管         | 東京出入国在留管理局（現東京出入国在留管理局）                                                                                                         | 第1準備書面 21P                     |
| 16 | ぬ | 沼津警察署        | 静岡県沼津警察署                                                                                                                        | 第1準備書面 23P                     |
| 17 | い | 1回目仮放免許可申請   | ウイシュマ氏は、令和3年1月4日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した                                                                                       | 第1準備書面 23P                     |
| 18 | に | 2回目仮放免許可申請   | ウイシュマ氏は、令和3年2月22日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した                                                                                      | 第1準備書面 24P                     |
| 19 | ち | 庁内医師         | 医師2名                                                                                                                            | 第1準備書面 28P                     |
| 20 | ち | 庁内診療         | 名古屋入管内の診療                                                                                                                       | 第1準備書面 29P                     |
| 21 | ち | 庁外診療         | 外部医療機関での診療                                                                                                                      | 第1準備書面 29P                     |
| 22 | し | 收容継続の違法行為    | 違法な收容を継続したことによってウイシュマ氏の健康を害し、死亡に至らせたという違法行為                                                                                     | 第1準備書面 31P                     |
| 23 | い | 医療不提供の違法行為   | 健康を害したウイシュマ氏に対し必要な医療を提供せずに死亡に至らせたという違法行為                                                                                        | 第1準備書面 31P                     |
| 24 | よ | 容疑者          | 入管法24条各号の一に該当すると思料する外国人                                                                                                         | 第1準備書面 33P                     |
| 25 | に | 入国者收容所長等     | 入国者收容所長又は主任審査官                                                                                                                  | 第1準備書面 40P                     |
| 26 | で | DV措置要領       | DV事案に係る措置要領                                                                                                                     | 第1準備書面 41P                     |
| 27 | と | 東京高裁判平成17年判決 | 東京高等裁判所平成17年6月23日判決                                                                                                             | 第1準備書面 61P                     |
| 28 | ほ | 本件ビデオ映像      | ウイシュマ氏が收容されていた名古屋入管收容場の単独室内の天井に設置された定点監視カメラにより、同単独室内の状況を、1日24時間、令和3年2月22日午前8時頃から同年3月6日午後3時5分頃まで合計約295時間分を撮影した映像が記録されているDVD合計39枚 | 第1準備書面 64P                     |
| 29 | み | 民訴法          | 民事訴訟法                                                                                                                           | 令和4年7月15日付け文書提出命令申立てに対する意見書13P |

|    |   | 略 語           | 全 文                                                      | 定義箇所                                                                           |
|----|---|---------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 30 | き | 求釈明申立書        | 原告らの2022年(令和4年)7月19日付け求釈明申立書                             | 令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 3P                                                        |
| 31 | ひ | 被告第1準備書面      | 被告の令和4年7月13日付け第1準備書面                                     | 令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 3P                                                        |
| 32 | ほ | 本件尿検査         | ウシヤマ氏に係る尿検査                                              | 令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 4P                                                        |
| 33 | ほ | 本件申立書2        | 申立人らの2022年(令和4年)6月1日付け文書提出命令申立書                          | 令和4年9月7日付け求釈明に対する回答書 3P                                                        |
| 34 | ほ | 本件申立て2        | 本件申立書2による文書提出命令の申立て                                      | 令和4年9月7日付け求釈明に対する回答書 3P                                                        |
| 35 | か | 各文書等          | 名古屋地方検察庁から提供を受けた以下の文書等(文書の作成者、所属大学名等についてマスキング(白色)がされたもの) | 令和4年11月18日付け上申書 3P                                                             |
| 36 | し | 司法解剖の鑑定書      | 令和3年4月16日付け司法解剖医作成の鑑定書(抄本)                               | 令和4年11月18日付け上申書 3P                                                             |
| 37 | び | 病理鑑定書         | 令和4年2月28日付け大学医師作成の鑑定書(抄本)                                | 令和4年11月18日付け上申書 3P                                                             |
| 38 | げ | 原告ら第1準備書面     | 原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第1準備書面 認否、相互主義」                 | 第2準備書面 5P                                                                      |
| 39 | げ | 原告ら第2準備書面     | 原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第2準備書面 収容の違法」                   | 第2準備書面 5P                                                                      |
| 40 | げ | 原告ら第3準備書面     | 原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第3準備書面 医療不提供の違法」                | 第2準備書面 5P                                                                      |
| 41 | じ | 自由権規約         | 市民的及び政治的権利に関する国際規約                                       | 第2準備書面 13P                                                                     |
| 42 | じ | 自由権規約委員会      | 自由権規約第28条に基づき設置される委員会                                    | 第2準備書面 14P                                                                     |
| 43 | い | 移住グローバル・コンパクト | 「安全である秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト」                           | 第2準備書面 17P                                                                     |
| 44 | お | 乙第36号証の映像     | 乙第36号証に記録された映像                                           | 令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 3P<br>令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 3P |
| 45 | ほ | 本件単独室         | ウシヤマ氏が収容されていた名古屋入管収容場の単独室                                | 令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 3P                                          |
| 46 | ぶ | 文提意見書1        | 被告の令和4年7月15日付け文書提出命令申立てに対する意見書1                          | 令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 3P                                          |
| 47 | べ | 別件訴訟          | 別件国家賠償請求訴訟(水戸地方裁判所平成29年(ワ)第552号)                         | 令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 6P                                          |
| 48 | に | 2回目尿検査        | 令和3年2月15日に行われたウシヤマ氏の2回目の尿検査                              | 第4準備書面 6P                                                                      |
| 49 | い | 1回目尿検査        | 令和3年1月26日に行われたウシヤマ氏の1回目の尿検査                              | 第4準備書面 7P                                                                      |
| 50 | け | 経腸栄養剤         | 経腸栄養剤であるイノラス配合経腸用液                                       | 第4準備書面 14P                                                                     |
| 51 | い | 今川意見書         | 今川篤子医師が作成した意見書(甲第46号証)                                   | 第4準備書面 16P                                                                     |
| 52 | げ | 原告ら第4準備書面     | 原告らの2023年(令和5年)2月8日付け「原告ら第4準備書面(損害論)」                    | 第5準備書面 3P                                                                      |
| 53 | げ | 原告ら第5準備書面     | 原告らの2023年(令和5年)2月8日付け「原告ら第5準備書面 収容の違法」                   | 第5準備書面 3P                                                                      |
| 54 | げ | 原告ら第7準備書面     | 原告らの2023年(令和5年)5月1日付け「原告ら第7準備書面 医療不提供の違法」                | 第6準備書面 7P                                                                      |
| 51 | ひ | 被告第4準備書面      | 令和5年2月14日付け被告第4準備書面                                      | 第7準備書面 5P                                                                      |
| 52 | げ | 原告ら第8準備書面     | 原告らの2023年(令和5年)7月5日付け「原告ら第8準備書面 収容の違法性について(補充)」          | 第8準備書面 5P                                                                      |
| 53 | ひ | 被告第2準備書面      | 被告の令和4年12月5日付け第2準備書面                                     | 第8準備書面 6P                                                                      |
| 54 | ひ | 被告第5準備書面      | 被告の令和5年4月28日付け第5準備書面                                     | 第8準備書面 7P                                                                      |
| 55 | ひ | 被告第7準備書面      | 被告の令和5年8月10日付け第7準備書面                                     | 第8準備書面 10P                                                                     |
| 56 | に | 入管庁           | 出入国在留管理庁                                                 | 第8準備書面 10P                                                                     |

|    |   | 略 語                 | 全 文                                                                                                                              | 定義箇所                      |
|----|---|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 57 | ご | 拷問等禁止条約             | 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約                                                                                            | 第8準備書面 15P                |
| 58 | の | 野村教授意見書             | 久留米大学医学部内科学講座内分泌代謝内科部門野村政壽主任教授の意見書                                                                                               | 第9準備書面 7P                 |
| 59 | え | 掖済会病院精神科医           | (掖済会病院の)精神科医師                                                                                                                    | 第9準備書面 24P                |
| 60 | く | クエチアピン              | クエチアピン錠100ミリグラム「サンド」                                                                                                             | 第9準備書面 34P                |
| 61 | に | ニトラゼパム              | ニトラゼパム錠5ミリグラム「トーフ」                                                                                                               | 第9準備書面 34P                |
| 62 | げ | 現に認識していた事実及び認識し得た事実 | 当該職務行為時点において当該公務員が現に認識していた事実及び同様の地位にある一般的な公務員として通常要求される職務を遂行すればその当時に認識し得た事実                                                      | 第9準備書面 39P                |
| 63 | い | 一般的な入管職員            | 入管収容施設において被収容者の処遇等に従事する医学的な専門知識のない一般的な職員                                                                                         | 第9準備書面 42P                |
| 64 | げ | 原告ら第10準備書面          | 原告らの2023年(令和5年)9月22日付け「原告ら第10準備書面 医療不提供の違法」                                                                                      | 令和5年11月22日付け求釈明に対する回答書 3P |
| 65 | や | 約290時間分の映像          | 乙第36号証の映像(約5時間分の映像)以外の約290時間分の映像                                                                                                 | 令和5年11月22日付け求釈明に対する回答書 6P |
| 66 | ひ | 被告第9準備書面            | 被告の令和5年10月13日付け第9準備書面                                                                                                            | 令和6年2月14日付け求釈明に対する回答書 3P  |
| 67 | ほ | 保安上の事故              | 被収容者の逃走、奪取等                                                                                                                      | 令和6年2月14日付け求釈明に対する回答書 6P  |
| 68 | げ | 原告ら回答書              | 原告らの2024年(令和6年)2月14日付け「求釈明に対する回答書」                                                                                               | 令和6年3月7日付け求釈明申立書 3P       |
| 69 | け | 軽度のケトアシドーシス         | 原告らがいうケトアシドーシスの確定診断の定義(血液のpHが7.30未満、HCO <sub>3</sub> <sup>-</sup> が15mmol/L未満であること。原告らの2024年1月12日付け原告ら第13準備書面第1の7・13ページ)に達した程度のも | 令和6年3月7日付け求釈明申立書 5P       |
| 70 | げ | 原告ら第12準備書面          | 原告らの2023年(令和5年)11月22日付け「原告ら第12準備書面」                                                                                              | 第10準備書面 8P                |
| 71 | げ | 原告ら第13準備書面          | 原告らの2024年(令和6年)1月12日付け「原告ら第13準備書面 医療の不提供」                                                                                        | 第10準備書面 8P                |
| 72 | い | 今川・下医師意見書(その2)      | 今川篤子医師及び下正宗医師作成の2023年(令和5年)11月20日付け意見書(甲第103号証)                                                                                  | 第10準備書面 9P                |
| 73 | き | 求釈明申立書2             | 原告らの2024(令和6)年5月20日付け求釈明申立書                                                                                                      | 令和6年6月18日付け求釈明に対する回答書 3P  |
| 74 | ひ | 被告第10準備書面           | 被告の令和6年5月15日付け第10準備書面                                                                                                            | 令和6年6月18日付け求釈明に対する回答書 3P  |
| 75 | の | 野村教授                | 久留米大学医学部内科学講座内分泌代謝内科部門野村政壽主任教授                                                                                                   | 令和6年6月18日付け求釈明に対する回答書 5P  |
| 76 | の | 野村教授意見書2            | 野村教授の意見書(その2)                                                                                                                    | 令和6年6月18日付け求釈明に対する回答書 5P  |
| 77 |   |                     |                                                                                                                                  |                           |
| 78 |   |                     |                                                                                                                                  |                           |
| 79 |   |                     |                                                                                                                                  |                           |
| 80 |   |                     |                                                                                                                                  |                           |
| 81 |   |                     |                                                                                                                                  |                           |
| 82 |   |                     |                                                                                                                                  |                           |
| 83 |   |                     |                                                                                                                                  |                           |
| 84 |   |                     |                                                                                                                                  |                           |
| 85 |   |                     |                                                                                                                                  |                           |
| 86 |   |                     |                                                                                                                                  |                           |
| 87 |   |                     |                                                                                                                                  |                           |